

山梨県公報

第千五百九号

平成十六年

九月十三日

月 曜 日

目 次

告 示

市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示……………五九一

市町村の廃置分合に伴う町の人口の告示……………五九一

予防接種の業務を行う医師……………五九一

道路の路線名の変更……………五九一

道路の区域変更(四件)……………五九二

道路の供用開始……………五九三

換地計画の決定(三件)……………五九三

公 告

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………五九四

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………五九四

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………五九四

指定知的障害者更生施設等の指定……………五九四

大規模小売店舗の新設に関する届出……………五九五

公共測量の実施……………五九五

公共測量の終了……………五九五

公安委員会

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則……………五九五

告 示

山梨県告示第四百三号

平成十六年九月十三日に西八代郡下部町、南巨摩郡中富町及び同郡身延町を廃し、その区域をもって身延町を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項第一号の規定に基づき、西八代郡及び南巨摩郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十六年九月十三日

西八代郡 二〇、四九三人
南巨摩郡 四八、一六八人

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百四号

平成十六年九月十三日に西八代郡下部町、南巨摩郡中富町及び同郡身延町を廃し、その区域をもって身延町を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定に基づき、身延町の人口を次のとおり告示する。

山梨県知事 山 本 栄 彦

一八、〇二一人

山梨県告示第四百五号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
石原 俊秀	南都留郡富士河口湖町船津五百八十四番地一 いしはらクリニック

山梨県告示第四百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

整理番号	新旧の別	道路の種類	路線名	備考
79	旧	県道	割子中富線	

新 県道 割り切石線

山梨県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年十月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
東山梨郡春日居町大字小松字下河原一〇番の二地先から 東山梨郡春日居町大字小松字西田一一二番の二地先まで	九・四 一六・〇	一一・〇 一八・六	一九・〇

山梨県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年十月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
東山梨郡春日居町大字桑戸字五反田七四八	一〇・三丁		一四〇・〇

番の四地先から
東山梨郡春日居町大字桑戸字梅木田五五一番の二地先まで

新	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
一一・六 二八・六	一〇・三丁 二八・六	一四〇・〇	

山梨県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十六年十月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
東八代郡八代町大字永井字豊氣一三五四番の二地先から 東八代郡八代町大字永井字長慶寺一四五四番地先まで	五・二丁 一三・八	一〇・〇 二三・〇	一八五・〇

山梨県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年十月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下神内川石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡春日居町大字小松字西田一―一二番の二地先から 東山梨郡春日居町大字小松字下河原一―六〇番の二地先まで	一一・〇〇 一八・六	九・四〇 一六・〇	一九・〇	一九・〇

山梨県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年十月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	甲斐大和停車場線	東山梨郡大和村大字初鹿野字沢屋敷一七一四番の五地先から 東山梨郡大和村大字初鹿野字沢屋敷一六八四番の四地先まで	一〇〇・〇	平成十六年九月十六日

山梨県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区一本松工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間

- 三 縦覧場所
明野村役場
- 四 異議申立期間
平成十六年十月十五日から平成十六年十月二十九日まで

山梨県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区厚芝第二工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年九月十四日から平成十六年十月十四日まで
- 三 縦覧場所
明野村役場
- 四 異議申立期間
平成十六年十月十五日から平成十六年十月二十九日まで

山梨県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区厚芝第三工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間

- 平成十六年九月十四日から平成十六年十月十四日まで
- 三 縦覧場所
明野村役場
- 四 異議申立期間
平成十六年十月十五日から平成十六年十月二十九日まで

公 告

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
有会社健康の友社	甲府市宝一丁目四番三三三号	甲府市宝一丁目四番三三三号	身体障害者居宅介護
特定非営利活動法人やまなしおもちゃライブラリー	東八代郡中道町右左 〇四四七番地	東八代郡中道町右左 〇四四七番地	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番一六号	富士吉田市下吉田二〇五九番地	知的障害者居宅介護
特定非営利活動法人やまなしおもちゃ	東八代郡中道町右左 〇四四七番地	東八代郡中道町右左 〇四四七番地	知的障害者居宅介護

ヤライブラリー			
社会福祉法人ホーブ会	甲府市富竹一丁目二番一〇号	甲府市貢川本町八番三三三号	知的障害者地域生活援助

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人いずみ会	山梨市東後屋敷六三五番地一	山梨市東後屋敷六三五番地一	児童デイサービス
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番一六号	富士吉田市下吉田二〇五九番地	児童居宅介護
特定非営利活動法人やまなしおもちゃライブラリー	東八代郡中道町右左 〇四四七番地	東八代郡中道町右左 〇四四七番地	児童居宅介護
特定非営利活動法人天使のおもちや図書館はばたき	都留市上谷三丁目一番三三三号	都留市上谷三丁目一番三三三号	児童居宅介護
特定非営利活動法人天使のおもちや図書館はばたき	都留市上谷三丁目一番三三三号	都留市上谷三丁目一番三三三号	児童デイサービス

● 指定知的障害者更生施設等の指定

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次の施設を指定知的障害者更生施設等として指定した。

平成十六年九月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	サービスの種類
わくく六山の里	韮崎市六山町四四三三番地の一	知的障害者通所授産施設

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年一月十三日まで縦覧に供する。
 平成十六年九月十三日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社ナカヤ 代表取締役 中 矢恵三	塩山市上於曾二十三番地
鶴田三郎	東八代郡石和町東油川百五十番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (-) 名称 ドラッグナカヤ井戸店
 (二) 所在地 東八代郡石和町井戸七十二番一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社ナカヤ 代表取締役 中 矢恵三	塩山市上於曾二十三番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十七年五月三日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千五百九十九・一四平方メートル
- 三 届出年月日
 平成十六年九月二日

● 公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十六年九月三日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 平成十六年九月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 作業種類 一級水準測量
 - 二 作業期間 平成十六年十月二十一日から平成十七年三月二十四日まで
 - 三 作業地域 甲府市、甲斐市、東八代郡石和町並びに中巨摩郡玉穂町、昭和町及び田富町

● 公共測量の終了
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十六年九月一日付けで大月市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
 平成十六年九月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 作業種類 公共測量（土地区画整理）
 - 二 作業開始日 平成十四年九月二日
 - 三 作業終了日 平成十六年三月三十日
 - 四 作業地域 大月市 JR大月駅周辺地域

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十六年九月十三日

山梨県公安委員会
 委員長 鶴 田 美 枝

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則
 山梨県富士五湖水上安全条例施行規則（昭和四十八年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
 別表第二本栖湖の項中、「西八代郡下部町」を、「南巨摩郡身延町」に改める。
 別表第三浮標の部保安区域浮標の項設置場所の欄中、「下部町」を、「身延町」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番